

# PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備率先導入事業 公募型プロポーザル実施要領(募集要領)

## 1. 事業の概要

### (1) 事業名 PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備率先導入事業

※ PPA(Power Purchase Agreement)方式

発電事業者が、県有施設等に自己の所有する太陽光発電設備及び附帯設備を当該発電事業者の負担により設置し、運転・維持管理等を行った上で、当該設備から発電された電力を当該設備を設置した県有施設等に供給する契約方式

### (2) 事業の目的

滋賀県(以下、「県」という。)は、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画(令和4年3月策定)において、県の事務及び事業により排出される温室効果ガスを「2030年度に2013年度比で 50%削減」とする目標を掲げ、目標の達成に向けて2030年度までに設置可能な県有施設の 50%に太陽光発電設備を導入する方針を定めている。

本事業は、県有施設への太陽光発電設備導入のモデルケースとして、(5)に記載する施設に一括して PPA 方式を活用した太陽光発電設備等を導入することで、同施設において再生可能エネルギー由来電力を最大限活用し温室効果ガス排出量を削減するとともに、県民・事業者の関心を高め更なる再生可能エネルギーの導入拡大を図ることを目的とする。

### (3) 募集内容

県有施設に太陽光発電設備等を整備するとともに当該設備で発電した電気を当該施設へ供給する事業者を募集する。

### (4) 事業概要

事業者は、(5)の対象施設において、太陽光発電設備及び付帯設備の整備、維持管理及び PPA による当該施設への電力供給を行う。なお、事業者は、(8)の補助金の交付を受けて整備費用に充てることができる。

詳細は、別添「PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備率先導入事業 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

### (5) 対象施設

「PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備率先導入事業 仕様書」3(1)のとおり

### (6) 事業期間

「PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備率先導入事業 仕様書」3(2)のとおり

### (7) 契約単価

対象施設毎の電気料金単価を提案すること。また、「PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備率先導入事業 仕様書」別紙1に記載する関西電力株式会社の標準契約単価(令和7年4月1日時点)よりも廉価となるよう努めること。なお、(8)の補助金の交付を受ける場合、電気料金単価は補助金相当額分を控除して算定すること。

(8) 補助金の交付

ア 県が別途定める交付要綱に基づき、太陽光発電設備等の整備に要する費用の2分の1以内(税抜)を補助することとしており、その上限額は次のとおり。

・補助上限額(全対象施設の合計) 88,400,000 円

イ 本補助金の対象となる経費は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業))の対象となるものに限る。

2. 参加者

公募による

3. 参加資格

以下の条件すべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 滋賀県財務規則第 195 条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1(TEL 077-528-4314)

(5) 滋賀県の地方税、消費税および地方消費税を滞納していないこと。

(6) 実際に設備の維持管理を行う者(参加者本人又は参加者本人が業務の一部を委任又は請け負わせた者)は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 電気主任技術者を実施体制の中に含んでいること(「出力 50kW 以上 2,000kW 未満の太陽電池発電所」及び「高圧もしくは特別高圧で受電する需要設備等に接続する出力 2,000kW 未満の太陽電池発電設備」を設置する場合)。

イ (1)~(6)をすべて満たしていること。

ウ 十分な業務遂行能力を有し、緊急時には速やかに対応できる体制を組んでいること。

(7) 参加申込書を提出した者であること。

4. 実施要領等の交付場所および問い合わせ先

滋賀県ホームページの当プロポーザル公告に掲示する実施要領等のファイルのダウンロードまたは、10に示す場所において交付する。

郵送による交付も行うが、その場合の送料は交付希望者の負担とする。

5. プロポーザルの手続き等

(1)スケジュール

募集開始	令和7年4月18日(金)
施設見学申込書受付期限	令和7年4月25日(金)17時
参加申込書受付期限	令和7年5月2日(金)17時
施設見学期間(予定)	令和7年5月7日(水)から5月16日(金)まで
質問受付期限	令和7年5月21日(水)17時
企画提案書受付期限	令和7年5月30日(金)17時
審査会(プレゼンテーション審査)	令和7年6月上旬
事業予定者決定通知	令和7年6月中旬

## (2)参加申込書

### ① 提出方法

持参または郵送(簡易書留郵便に限る)によること。

### ② 提出書類

ア. 参加申込書(様式1)

### ③ 提出期限

令和7年5月2日(金)17時

### ④ 部数

1部

### ⑤提出先

10に同じ。

## (3)企画提案書

### ① 提出方法

持参または郵送(簡易書留郵便に限る)によること。

### ② 提出書類

ア. 企画提案書(様式2)

イ. 定款または寄付行為の写し

ウ. 納税証明書(県税)

エ. 法人登記簿謄本

オ. 履歴事項全部証明書又はその写し

カ. 直近の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書等)の写し

### ③ 提出期限

令和7年5月30日(金)17時

### ④ 部数

10部

### ⑤提出先

10に同じ。

## (4)公募型プロポーザルに係る質問

提出書類: メールまたはFAX(様式は自由)

提出先: 10に同じ。

提出期限: 令和7年5月21日(水)17時

※提出先に着信確認を行うこと。

質問に対する回答については、令和7年5月23日(金)を目途に参加申込書提出者にメールまたはFAXにより回答する。

参加申込書には必ずメールアドレスを記入すること。

## (5)施設見学の申込

### ① 提出書類

施設見学を希望する場合は、施設見学申込書(様式4)を提出すること。

### ② 提出期限

令和7年4月25日(金)17時

### ③ 提出方法

メールまたはFAX

※メールの件名は、「【PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備率先導入事業】施設見学希

望」とすること。

※提出先に着信確認を行うこと。

④ 提出先

10に同じ。

⑤ 視察期間(予定)

令和7年5月7日(水)から5月16日(金)まで※詳細については、個別に通知する。

⑥ その他

施設見学にあたっては、県総合企画部 CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課の指示に従うこと。見学の日時は、申し込みがあった事業者ごとに、⑤の期間で調整し、詳細については、別途通知する。

6. 選出方法

別添「PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業プロポーザル審査要領」に基づき行う。

CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課に設置する審査会において、提出された企画提案書等を基にその内容を総合的に審査し、絶対評価により当該事業の協定予定者を選定する。

7. 契約の締結等

(1)事業の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に事業予定者と県が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に本事業に係る協定を締結する。その後、毎年4月1日から翌3月31日まで当該協定に基づく電力供給契約を締結することを予定する(当該契約は長期継続契約ではない)。

(2)(1)の協議が不調に終わった場合や失格要件の事項に該当する場合には、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

8. 失格または無効

次のいずれかに該当した場合は、失格または無効となるので注意すること。

(1) 提出期限等に遅れた場合

(2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

(3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会が認める者

9. その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。また計量単位は計量法(令和4年法律第51号)に定めるものとする。

(2) 提出期限までに参加申込書を提出しない者は、企画提案書等を提出できない。

(3) 参加申込書および企画提案書等の作成、提出およびプレゼンテーション等に関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された参加申込書および企画提案書等は返却しない。ただし、本審査以外には使用しない。

(5) 審査結果及び事業予定者名は、公表する。

(6) 参加申込書および企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

10. 担当部署

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県総合企画部CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課

TEL077-528-3091 FAX077-528-4808 E-mail:[cg03@pref.shiga.lg.jp](mailto:cg03@pref.shiga.lg.jp)